

宇久島風力発電事業

環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解

平成26年10月

グリーンパワー株式会社

風力開発株式会社

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	
(2) 公告の方法	
(3) 縦覧場所	
(4) 縦覧期間	
(5) 意見者数	
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	1
(1) 開催日時	
(2) 開催場所	
(3) 参加者数	
3. 環境影響評価準備書についての意見	2
(1) 意見書の提出期間	
(2) 意見書の提出方法	
(3) 意見書の提出状況	
(別紙1-1～6)	3～18
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解	19～51

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第14条の規定に基づき、下記の通り準備書を作成した旨及びその他事項につき公告し、準備書を公告の日から起算し1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成26年8月1日(金)

(2) 公告の方法

平成26年8月1日(金)付け、日刊新聞紙に公告を掲載(別紙1-1)。

- ・長崎新聞(朝刊27面)
- ・西日本新聞長崎版(朝刊22面)、佐世保版(朝刊22面)
- ・読賣新聞長崎版(朝刊24面)、佐世保版(朝刊24面)
- ・朝日新聞長崎版(朝刊25面)、佐世保版(朝刊25面)

(3) 縦覧場所

以下の箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施。

① 縦覧場所

- | | |
|----------------|------------------------|
| 宇久行政センター | (長崎県佐世保市宇久町平2581番地5) |
| 佐世保市環境部 | (長崎県佐世保市稲荷町1-8) |
| 小値賀町役場 | (長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1) |
| 宇久島風力発電事務所 | (長崎県佐世保市宇久町平3032-3) |
| 瀬尾泰平邸 | (長崎県佐世保市宇久町神浦3186-1) |
| 日本風力開発(株)九州事務所 | (長崎県佐世保市三浦町1-32) |

② インターネットの利用

当社(グリーンパワー(株))ホームページに掲載(別紙1-2)。

(4) 縦覧期間(別紙1-3)

平成26年8月1日(金)～9月1日(火)まで。

自治体庁舎は開庁時の午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)とし、インターネットについては縦覧期間中常時アクセス可能とした。(縦覧期間1ヵ月後の意見募集期間2週間の間も縦覧を実施、除く電子縦覧)

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催(別紙1-4)

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、以下の要領で説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告にて行ったが、宇久町内においては開催直前に説明会開催案内(別紙1-5)を地元自治会等への配布及び広報車による

案内を実施した。

小値賀町内においては、小値賀町役場との協議により、地元自治会への案内回覧を実施した。

(1) 開催日時

小値賀町：平成26年8月22日（金） 19時～21時

宇久町：平成26年8月23日（土） 18時～21時

(2) 開催場所

小値賀町：小値賀町離島開発総合センター

（長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2371）

宇久町：宇久地区公民館（長崎県佐世保市宇久町平2691）

(3) 参加者数

小値賀町：42名

宇久町：32名

3. 環境影響評価準備書についての意見

(1) 意見の提出期間

平成26年8月1日（金）～9月16日（火）

（縦覧期間1ヶ月及び意見募集期間2週間とし、郵送受付は最終日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

①縦覧場所備え付けの意見箱への投函（別紙1-6）

②当社（グリーンパワー㈱）への郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書提出総数 37通

（内訳）

宇久行政センター 0通

佐世保市環境部 0通

小値賀町役場 1通

宇久島風力発電所 14通

瀬尾泰平邸 0通

郵送 22通

環境の保全の見地からの意見[重複意見含む] 72件

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「宇久島風力発電事業 環境影響評価準備書」を作成し、左記により縦覧に供しますので、ご賞頂きますようお願いいたします。

一、事業者の名称 グリーンパワー株式会社
風力開発株式会社

代表者の氏名 グリーンパワー株式会社
代表取締役 秋吉清一郎
風力開発株式会社
代表取締役 塚脇正幸

事務所の所在地 グリーンパワー株式会社
東京都大田区蒲田五-三十一-十一
風力開発株式会社
東京都港区西新橋一-一十五

二、対象事業の名称 宇久島風力発電事業

種類 風力発電所設置事業

規模 発電設備出力 最大十万千瓦ワット
風力発電機の台数 最大五十基

三、対象事業実施区域 長崎県佐世保市宇久町

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域 長崎県佐世保市宇久町、北松浦郡小値賀町

五、縦覧の場所・時間 佐世保市環境部、宇久行政センター、宇久島風力発電事務所(宇久町平)、瀬尾泰平邸(宇久町神浦)、小値賀町役場、日本風力開発株式会社九州事務所以上については土・日・祝日を除く午前九時から午後五時まで。電子縦覧は次のウェブページにて実施する。
グリーンパワー株式会社ホームページ
<http://gp-greenpower.jp/>

期間 平成二十六年八月二日(金)から平成二十六年九月二日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成二十六年九月十六日(火)までに左記の問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。なお、説明会場でも当日ご意見を受け付けます。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 小値賀町離島開発総合センター 二階ホール(北松浦郡小値賀町魚吹郷)
八月二十二日(金)十九時より
宇久地区公民館(佐世保市宇久町)
八月二十三日(土)十八時より

八、問い合わせ先 グリーンパワー株式会社
〒144-0052
東京都大田区蒲田五-三十一-十一
電話 〇三(五七二)三四六八 (担当)秋吉

○電子縦覧（グリーンパワー(株)ホームページ）

Copyright Green Power Inc. All rights reserved.

どうしても風車を建てたいが、どうしていいかわからない。
風車を建てたけれど計画通りの売上げがたない。
業者に代金を支払ったら急に対応が悪くなった。
そんな悩みをお持ちの方は、すぐに、弊社にご相談ください。

平成26年8月1日
グリーンパワー株式会社
風力開発株式会社

「宇久島風力発電所環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

当社は、環境影響評価法第14条第1項及び15条の規定に基づき「宇久島風力発電所環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)及び要約書を作成し、電気事業法第46条の11の規定により、平成26年7月29日付で経済産業大臣に届け出るとともに、長崎県知事、佐世保市長、小値賀町長へ送付しました。

また、環境影響評価法第16条に基づき、本日8月1日より下記場所において、準備書及び要約書の縦覧を行います。

1. 準備書等の縦覧

(1) 縦覧場所：佐世保市環境部

佐世保市宇久行政センター

小値賀町役場

宇久島風力発電事務所(宇久町平2609-15)

瀬尾泰平邸(宇久町神浦)

日本風力開発㈱九州事務所(佐世保市三浦町1-32)

(2) 縦覧期間：平成26年8月1日(金)～9月1日(月)

(土曜・日曜・国民の祝日及び閉庁日は除く)

(3) 縦覧時間：午前9時～午後5時

※当ウェブページでも準備書及び要約書を平成26年8月1日から平成26年9月1日迄閲覧することができます。

2. 意見募集

準備書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面にてご意見を提出してください。

(1) 意見書提出に必要な事項

- ・氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書を提出の対象である準備書の名称
- ・準備書について環境保全見地から意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

(2) 提出方法及び期限

- ・縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函(平成26年9月16日(火)まで)
- ・事業者に郵送(平成26年9月16日(火)消印有効)

〒144-0052 東京都大田区蒲田5-30-11

グリーンパワー株式会社 宛

(問い合わせ先)

グリーンパワー株式会社 電話 03-5711-2468 (担当) 秋吉

(平日：9：30～17：30)

(掲載文2)

宇久島風力発電所 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）

準備書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

準備書及び要約書は平成26年9月1日（月）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

「宇久島風力発電所 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 方法書についての意見及び事業者の見解

第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

第8章 環境影響評価の結果

8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

8.1.1 大気環境

8.1.2 水環境

8.1.3 その他の環境

8.1.4 動物

8.1.5 植物

8.1.6 生態系

8.1.7 景観

8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

8.1.9 廃棄物等

8.1.10 温室ガス等

8.2 環境の保全のための措置

8.3 事後調査

8.4 環境影響の総合的な評価

第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
要約書

（問い合わせ先）

グリーンパワー株式会社 電話 03-5711-2468（平日9時30分～17時30分）

○縦覧時注意事項案内（縦覧場所へ掲示）

平成26年 8月 1日
グリーンパワー株式会社
風力開発株式会社

「宇久島風力発電事業 環境影響評価準備書」を閲覧される方へ

長崎県佐世保市宇久町における風力発電事業に関し、「環境影響評価法」に基づき「環境影響評価準備書」を下記の通り縦覧いたします。

本書の縦覧は、環境影響評価の手法について広く皆様方に知っていただき、ご理解・ご協力をいただくとともに、評価方法の見地から皆様方にご意見を伺うことを目的として行っております。

したがって、下記の点についてご注意いただきますようお願いいたします。

記

① 「宇久島風力発電事業 環境影響評価準備書（以下、「本書」といいます）」に対してのご意見を提出したい場合は、「意見用紙」に必要事項をご記入の上意見箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先まで郵送（9月16日当日消印有効）願います。

② 縦覧期間及び意見聴取期間は、次のとおりです。

縦覧期間 平成26年 8月 1日より平成26年 9月 1日まで
（土・日・祝日を除く）

時間 午前9時00分から午後5時00まで

意見聴取期間 平成26年 8月 1日より平成26年 9月16日まで
（土・日・祝日を除く）

時間 午前9時00分から午後5時00まで

③ なお、下記サイトにおいても電子縦覧を行っております。併せてご覧ください。

グリーンパワー㈱ホームページ <http://gp-greenpower.jp/>

④ 本書の縦覧場所以外への持ち出し及び写真撮影はご遠慮ください。縦覧書のコピーは出来ません。

⑤ 本書は丁寧に閲覧いただき、破損の無いようお願いいたします。

⑥ 閲覧の際は、お静かにお願いいたします。

⑦ 本書の記載内容に関してのお問い合わせは下記へお願いいたします。

◆ お問い合わせ先

グリーンパワー株式会社

〒144-0052

東京都大田区蒲田5-30-11

電話 03(5711)2468 (担当) 秋吉

○説明会配布資料

宇久島風力発電所 環境影響評価準備書のあらまし

事業者の名称

事業者の名称	グリーンパワー株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 秋吉清一郎
主たる事務所の所在地	東京都大田区蒲田5-30-11
事業者の名称	風力開発株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 塚脇正幸
主たる事務所の所在地	東京都港区西新橋1-1-15

事業の背景と目的

○背景：化石燃料に代わるエネルギー供給源として注目されるのが、太陽、風力、波力、地熱をはじめとする新エネルギーである。化石燃料の燃焼に伴って排出される温暖化気体の削減が国際的に唱えられる中、環境にやさしいクリーンなエネルギー供給源が求められています。

○目的：このような情勢を受け、本事業では環境負荷の少ない風力発電所の設置を推進し、得られたクリーンエネルギーを電力会社へ売電することを目的とします。

本事業の内容

- ・名称：宇久島風力発電所
- ・種類：風力（陸上）
- ・発電所の出力：最大 100,000kW
(2,000kWの場合、最大50基)
- ・運転開始時期：平成28年10月（予定）
- ・実施区域：長崎県佐世保市宇久町（宇久島、寺島）



（第1期）

- ・工事開始時期：平成28年6月（予定）
- ・試運転開始時期：平成29年7月（予定）
- ・運転開始時期：平成30年1月（予定）

（第2期）

- ・工事開始時期：平成29年9月（予定）
- ・試運転開始時期：平成31年3月（予定）
- ・運転開始時期：平成31年9月（予定）

（第3期）

- ・工事開始時期：平成31年6月（予定）
- ・試運転開始時期：平成32年12月（予定）
- ・運転開始時期：平成33年6月（予定）

環境影響評価とは

環境影響評価法に基づき、事業の実施前に、事前に環境への影響を評価し、その結果を踏まえて影響をより小さくするための対策を講じていく手続きです。

環境影響評価の流れ



環境影響評価の項目

以下の項目等について、現況調査及び事業による影響の予測を行いました。



方法書に関するご意見(抜粋)

【事業計画】

風車から最も近い住居までの距離を2kmにすべきである。



風車の音響パワーレベルは距離とともに急速に小さくなり、400m以遠での騒音レベルは40dB以下となります。

【環境全般】

宇久島には2箇所の保安林があるが、どちらも建設予定地内である。調査をして建設予定地から外すべきである。



詳細計画の際に配慮いたします。

【騒音】

何を根拠に調査地点を9地点としたのか。2日間で調査の成果が出るのか。



風車に近い住居地域として9地点を設定した。調査期間は種々の条件でデータが取れるよう強風日を含む2日間としています。

【風車の影】

風車の影について農地も対象とし、夏至を含めて予測すること。



調査範囲は、影響が考えられるローター径の10倍の範囲とし、予測時期は夏至も含めた年間を通じた予測を行いました。

【動物・植物・生態系】

風車建設によるゲンジボタル・ハイケボタル・ヒメボタルへの影響を調べるため、建設前にこれらの種の分布状況及び個体数を把握すべきである。



ゲンジボタル・ハイケボタル・ヒメボタルについての調査結果を記載しました。

砂丘の生態系が抜けている。十分な調査を行い影響を評価すべきだ。



食物連鎖模式図に砂丘の生態系を追記しました。

鳥類については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」にある衝突リスクの解析や衝突リスク評価のための調査手法、保全措置等を実行すべきである。



「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に準拠し衝突リスク評価を行い準備書に示しました。

【景観】

主要な眺望点からの調査地点が宇久島に限られているが、小値賀町の眺望点にも影響があるので、「愛宕山」「玉石鼻」等でも調査すべきである。



「愛宕山」「玉石鼻」「番岳」を調査地点に追加しました。

【人と自然との触れ合い活動の場】

宇久島には西海国立公園の利用計画に基づく公園施設があるため、城ヶ岳(園地)、大浜(園地、水泳)の他に乙女の鼻線歩道があるので、調査地点として選定すること。



準備書の人と自然との触れ合いの活動の場にて、乙女の鼻線歩道についても調査地点として追加しました。

調査・予測及び評価

本事業の実施による周辺環境への影響について、周辺環境の環境の現況を踏まえ、科学的知見をもとに予測・評価しました。

大気質

現在の状況は、環境基準を満たしています。工事工程等の調整により建設工事のピーク時の台数を低減するなどの措置を講じることにより窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び粉じん等への影響は小さいと予測します。

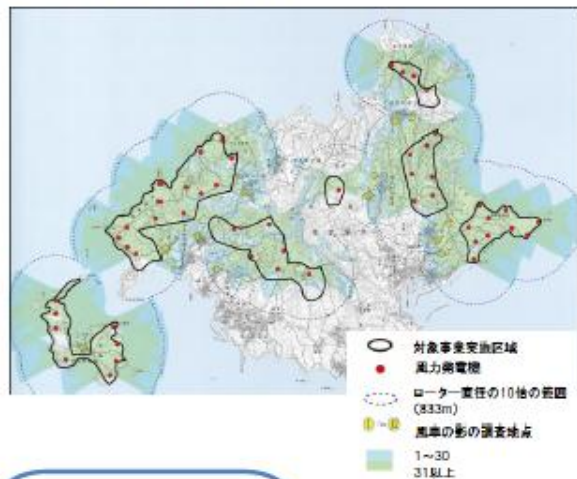


水質

現在の浮遊物質量は環境基準値以下でした。雨水の流末に設置する沈砂池は、容量に余裕を持たせ、風力発電機施設ヤードごとに設置するなどの措置を講じることにより造成等の施工による一時的な水の濁りが周辺の水環境に及ぼす影響は小さいと予測します。

風車の影

風力発電機は、できる限り民家から離隔し、風車の影がかかりにくい位置に配置したことにより、風力発電機の影の影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると予測します。



騒音、振動、低周波音

騒音(可聴音)の予測結果は、全ての風力発電機が定格出力で稼働する条件において、(地域の類型指定はありませんが、参考としてA類型*の環境基準と比較すると)夜間において一部参考基準を上回る地点があると予測されますが、予測は現時点で想定される最大のパワーレベルを前提に実施している等不確実性があるため、設置後に事後調査により状況を確認し、影響が大きい場合には専門家の意見を聴取した上で、必要に応じ家屋への防音対策等の影響低減対策を実施いたします。

振動については、現状、要請限度を満たしています。また、全ての予測地点で要請限度を満たしています。

超低周波音については、現状、超低周波音を感じる最少音圧レベルを下回っています。また、全ての予測地点で超低周波音を感じる最少音圧レベルを下回ると予測されますが、予測には不確実性を伴うため、設置後に事後調査により状況を確認します。

電波障害

現在の受信状況は良好でした。建設後、対象事業実施区域周辺において、遮蔽障害、フラッター障害及び反射障害のいずれも生じる可能性は低いと予測します。

A 類型*：専ら住居の用に供される地域

【現 状】

<大浜海水浴場～南東～>



【建設後】



<対馬瀬>

【現 状】



【建設後】



<城ヶ岳展望所～東～>

【現 状】



【建設後】



<城ヶ岳展望所～西～>

【現 状】



【建設後】



<平原ゴルフ場>

【現 状】



【建設後】



<寺島港～東～>

【現 状】



【建設後】



<寺島港～西～>

【現 状】



【建設後】



人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場を文献やインターネット等の資料調査及び町等への聞き取り調査により抽出しました。

利用環境及び利用の状況について、文献その他の資料調査、現地調査及び施設管理者等への聞き取り調査により把握しました。

廃棄物等

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理します。なお、場外に搬出する残土は、専門処理業者に委託して適正に処理します。また、工事に伴い発生する廃棄物は、可能な限り有効利用に努め、発生量を削減させます。以上の措置を講じることにより、事業に伴う廃棄物の影響は小さいものと予測します。

温室効果ガス等

施設の稼働に伴う二酸化炭素削減量は173,377t-CO₂/年です。

準備書の縦覧及び意見書の提出について

準備書の縦覧について

縦覧期間：平成26年8月1日（金）～9月1日（月）
（土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」
に規定する休日及び閉庁日は除く）

時間：午前9時～午後5時

縦覧場所：

- ・佐世保市環境部
- ・宇久行政センター
- ・宇久島風力発電事務所（宇久町平3032-3）
- ・瀬尾泰平邸（宇久町神浦）
- ・小値賀町役場
- ・日本風力開発株式会社 九州事務所（佐世保市三浦町1-32）
- ・インターネット
<http://gp-greenpower.jp/>

準備書の意見書について

「環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、下記住所まで郵送願います。

意見書受付期間：

平成26年8月1日（金）～平成26年9月16日（火）
（郵送の場合は9月16日（火）消印有効）

記載事項：

住所・氏名・意見（意見の理由を含む）

送付先：

〒144-0052
東京都大田区蒲田5-30-11
グリーンパワー株式会社

本紙の無断転用、転載は「禁止」とする。

○宇久町説明会開催案内書

宇久町における風力発電計画に係る環境影響に関する 説明会開催のご案内

↓

平素は弊社事業につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。↓

さて、この度「佐世保市宇久町」において計画をしております風力発電事業に關しまして、「環境影響評価法」に基づく準備書（評価案）の縦覧を宇久行政センター、瀬尾泰平邸、宇久島風力発電事務所等にて行っております。↓

つきましては、「環境影響評価法」に基づく準備書の影響評価案に関する説明会を開催し、環境影響評価に対する町民の皆様方のご意見をお聞きしたいと考えております。↓

宇久町民の皆様におかれましては、大変ご多忙のところ申し訳ありませんが下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。↓

記

- 一、 開催日 平成26年8月23日（土曜日）↓
- 二、 時間 18:00～21:00↓
- 三、 開催場所 宇久地区公民館↓
〒857-4901 佐世保市宇久町平2691↓
TEL 0959-57-2607↓

以上↓

↓

<開催者>

東京都大田区蒲田五丁目30番11号↓

グリーンパワー株式会社↓

代表取締役 秋吉 清一郎↓

東京都港区西新橋一丁目1番15号↓

風力開発株式会社↓

代表取締役 塚脇 正幸↓

<お問い合わせ先>

日本風力開発株式会社 九州事務所↓

TEL 0956-59-5610↓

※「風力開発株式会社」は日本風力開発株式会社の子会社です。↓

○閲覧用紙

「宇久島風力発電事業 環境影響評価準備書」

閲覧用紙

ご住所 _____

ご氏名 _____

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>環境調査をして問題が出ず、風車やメガソーラーを立てた後に、立てたのが原因で生態系に何かしらの変化があった場合には風車や、メガソーラーを稼働停止したり撤去したりといった措置はするのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風車稼働後に何らかの問題があると認められた場合には、必要に応じて風車の停止などの対応を行い、状況の確認や現地の調査を実施します。風車の影響が明らかとなった場合には、関係機関や専門家とも協議し、対策を検討します。 ・メガソーラーの影響については他事業者の計画のため、ご回答出来ません。
2	<p>家が建っている場所が離れてはいますが、風車にかこまれています。風がひどい時は、風によって音が家まで来ないか心配です。</p> <p>あと、風車の下にメガソーラーの発電事業をするという話が島内であるようですが、風車の方はアセスをきちんとしているようです。メガソーラーの方は人体、環境に問題ないでしょうか。</p> <p>ソーラーの工事の際に、海外の人を使うとききました。風車の工事は日本の人を使うのでしょうか。</p> <p>子供がいるので、治安が悪くなるのが恐ろしいです。あと、現在あちこちで水害が発生しています。</p> <p>これだけ大雨が続くとき、工事後の雨水は大丈夫でしょうか。風車の下にソーラーをつけると、ソーラーの上に流れた水がどういう影響を与えるのかも、出来れば調べてもらいたいです。</p> <p>もしその場合は、どちらが責任を取ってくれるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の予測については、強風時の風車稼働時に発し得る最大の騒音での予測をしております。また、その結果は準備書 8.1.1「3 騒音」に記載させていただきました。 予測結果の通り、現段階では様々な環境影響の回避・低減策を講じていくことで影響を低減できると考えておりますが、今後詳細計画を具体化する中で更なる低減を検討してまいります。 また、影響予測については不確実な面もあるため、事後調査を実施し実態の把握に努め、影響が認められる場合には関係機関や専門家とも協議し、対策を検討し影響回避に努めます。 ・工事の際の外国人の雇用につきましては、労働基準法に規定がありますので工事会社の方で雇用可能な方を雇用する可能性はあります。その際は、工事会社に雇用者の身元確認や入場教育などを徹底して、管理いただく所存です。 ・風車の工事に伴う濁水についてはヤード毎に沈砂池を設け、容量に余裕を持たせ濁水を

		<p>周囲に出さない環境保全措置を講じてまいります。</p> <p>濁水の程度の予測結果については準備書8.1.2の「水質」にて予測結果を示しておりますが、近年想定外の豪雨などが頻繁に起こっておりますので、工事会社を通じて可能な限り事前に天気の情報収集を行い、予測に応じて防災対策を強化するなどの対策を講じてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メガソーラーの影響については他事業者の計画のため、ご回答出来ません。 ・万一風力発電事業による影響が明らかとなった場合には、復旧、再発防止対策や補償など、関係者と協議し対応いたします。 <p>なお、事前に地元自治会等と上記のような内容についてあらかじめ取り決めをさせていただき、協定書を締結させていただく予定です。</p>
3	<p>宇久の自然はとても素晴らしくて、景観が失われるのは反対です。ですが吉井町やその他ネットなどで見る風車と自然のコントラストは悪くないと感じます。アセスも島内の水、土、鳥、虫、風などきちんと四季で調べてすごいと思います。風車の様にメガソーラーもきちんと調べる必要もあると思いますし、景観の方も考える必要があると思います。光る物を島中にはれば鳥も近寄れなくなるのでは？と一般的な考えですが思います。同じ立場で島をいい方向へ活性化していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観につきましては、今回の準備書に記載のような予測評価を行っておりますが、地元の皆様の意見や関係機関との協議等を踏まえ、更なる影響の低減等の保全措置を行っていく所存です。 ・メガソーラーの影響については他事業者の計画のため、ご回答出来ません。

4	<p>こちらにおかれております資料はとても分厚く文字も見づらく感じます。学の無い私には難しく分かりませんが、素人では分からないようなしっかりとした調査をして頂いているという安心感がある反面悪いところは隠してしまっているのではないかと不安もございます。しかし、若者の方々が頑張っている姿を見ますと宇久島の繁栄のために見守ろうと思っております。</p> <p>近頃は雨が多く広島では土砂崩れで人がなくなるような話もお聞きします。草木を切り黒い板を島一面に張り、果たしてそのような事故が起きまいかと心配でなりません。お手数ですが、そのあたりの事を若輩者でもわかるようなご説明をお願いできませんでしょうか？ よろしく願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の準備書につきましては、一部で内容が判りづらいといったご意見もいただき、今後評価書の取り纏めに当たっては内容を判りやすくお伝え出来るように改善していきたいと考えております。 ・環境調査につきましては、方法書に対する様々なご意見を踏まえ実施しておりますが、今後準備書に対する勧告を踏まえ、必要な調査は行っていく所存です。 ・ご心配の内容は、メガソーラー計画に関することと思われませんが、他事業者の計画のため、ご回答は出来ません。 <p>なお、風力発電事業におきましては、工事に伴う濁水についてはヤード毎に沈砂池を設け、容量に余裕を持たせ濁水を周囲に出さない環境保全措置を講じてまいりますが、近年想定外の豪雨などが頻繁に起こっておりますので、工事会社を通じて可能な限り事前に天気の情報収集を行い、予測に応じて防災対策を強化するなどの対策を講じてまいります。</p>
5	<p>準備書は難しすぎます。説明会で理解することは出来ましたが、風力発電が時間をかけて調査をするのに太陽光では調査が無い事がとても気になります。今回の説明会では反対意見もなく風力に対して以前のような反対もないのだと思いました。どんどん進めてもらいたいです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会に参加いただき、また風力発電事業にご理解を賜りありがとうございます。今後も皆様へご理解をいただくよう努力してまいります。 ・今回の準備書につきましては、一部で内容が判りづらいといったご意見もいただき、今後評価書の取り纏めに当たっては内容を判りやすくお伝え出来るように改善していきたいと考えております。
6	<p>準備書は専門用語が多く理解することが難しいですが、説明会に参加することにより理解することが出来たように思えます。</p> <p>ただ、気になる事もあり風力は詳しくアセスなど実施しているのに、メガソーラー（太陽光発電）にはないのかと言う点と、市議が反対理由（風力に対して）にあげていた海底ケーブルを風力、太陽光の二つと言う点です。</p> <p>影響あるものをなぜ使うのか？（影響ないな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会に参加いただき、また風力発電事業にご理解を賜りありがとうございます。 ・今回の準備書につきましては、一部で内容が判りづらいといったご意見もいただき、今後評価書の取り纏めに当たっては内容を判りやすくお伝え出来るように改善していきたいと考えております。 ・メガソーラーの計画については他事業者の計画のため、ご回答出来ません。

	<p>らきちんとつたえてもらいたい) ということです。</p> <p>風力は自然に対する影響も少なく景観も気にならず良いものに思います。良いものは早く進めて行ってもらいたいです。</p>	<p>・弊社といたしましては、今後も説明会等を通じて風力発電事業にご理解をいただくよう努力してまいります。</p>
7	<p>私は宇久生まれで 60 年になります。宇久が大好きであり、自然が大好き人間です。自然を残してもらいたいのが望みです。</p> <p>50 基とは多いものでは、工事により自然を壊し、元に戻すには多くの時間がかかりますので、1 基でもすくなくしてもらいたい。できれば 30 期程度まで減らしてはいかがでしょうか。</p> <p>港から、また港に乗ってくる時の風景を残してください。</p>	<p>・港及び航路からの景観については、準備書 8.1.7「景観」にフォトモンタージュにより予測結果を示させていただきました。</p> <p>・現在の計画基数は最大限の計画としてお示ししております。今後も、環境への影響、土地の確保の状況や許認可の取得の見込みなど様々な観点から配置や基数などの検討を行い、関係機関とも十分協議し計画を進めてまいる所存です。港や航路からの風景につきましても、引き続き関係機関等のご意見を聞きながら検討してまいります。</p>
8	<p>環境アセスそのものが事業推進のための根拠づくりの様に感じました。大きな事業の場合着工前の資料は整合性が見事にとれていますが、結果については色々な問題が発生したり、予想通りにならない事が多いように思います。</p> <p>今回の事については、写真よりもかなり明確な風力発電施設が小値賀町からも見えて、異様な風景としてとらえられる感じがします。</p> <p>また、生態系への影響として、設置した場合渡り鳥が大幅に減少したらもしかしたら、魚付林等の魚の回遊についても影響が心配されます。50 基設置そのものが外海離島に及ぼす環境影響評価基準にあうものだろうかと思うところです。</p>	<p>・環境影響評価につきましては、国の法律に基づいて行っており、風力発電事業推進のための根拠作りではありません。</p> <p>・景観及び生態系への影響につきましては、現段階では準備書にお示したような予測評価となっておりますが、今後、関係機関の審査等を踏まえ、十分な影響評価を行い計画に反映していく所存です。</p> <p>また、影響予測については一部は不確実な面もあるため、事後調査を実施し実態の把握に努め、影響が認められる場合には関係機関や専門家とも協議し、対策を検討し影響回避に努めます。</p> <p>・回転するブレード（羽根）の影が魚の行動に与える影響については、現時点では知見がありません。洋上にも風力発電の建設が始まっていますが、魚が逃避したという報告は今のところないと思われまます。</p>
9	<p>環境審査顧問会風力部会における、顧問の先生より指摘された、島の総合的な修復計画、緑化計画みたいなものと考えていただきたいといった事項に対応されておらず、風車の位</p>	<p>・現段階では、窪地への残土の利用や表土の撒き出し、在来種（郷土種）による緑化を計画しておりますが、今後それをもって関係機関と協議し、島の総合的な計画に沿うように</p>

	置や数は方法書と全く同じです。顧問の先生からの指摘を受けとめていないのではないのでしょうか。	計画を進めていく予定です。
10	事業者は、「島の活性化を図りたいという住民のお声もありますので、風力発電事業を通して島の活性化に寄与できればと考えてございます。」としているが、島民の7割以上の住民が風車の建設に反対しているのに、ほんの一握りの推薦者のために事業を進めるのは間違っているのではないか。	・現在、弊社側では島民の半数を超える方々の事業に対するご理解を得ておりますが、引き続き地元の皆様には説明会等を通じてご理解を得ていく所存です。
11	方法書で住民に対する説明と、準備書に掲載された風車の数と位置は全く変わっていない。当時、位置についての質問に「ただ、並べてみただけで事業計画位置は確定していない」と回答、環境審査顧問風力部会の顧問とのやり取りにおいても、「場所の選定に当たっては、国立公園の範囲ですとか住居からのある程度の距離、そういったところを全て図面に落した上で、残ったエリアで建てられそうなところを選定したと言う手順を踏んでおりまして、400mが良いかどうかというのはこれからの評価で判断していきたいと考えております」と回答しています。要するに、50基を建てるためには、環境や住民に対する配慮など考える余裕など無いということで、環境への影響低減・回避などの努力する意思など全<見えてきません。	・準備書につきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書の段階とは多少の風車の配置の変更等を行い、準備書に記載したような予測、評価を行っております。今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります所存です。
12	風車位置については、人間（動物）にとっては「知見」の問題ではなく、事実も問題で環境影響をするべきだ。風車の配置と数については、「最も可能性が高い位置」としているが、準備書でも方法書と同じ位置であり、土地の提供はしないと通告されている郷有地を最も可能性が高いとしたのは何を根拠としたのか？事業者はすでに用地交渉を行っているのか？このように矛盾した準備書は再提出し、事業者の見解に確たる記載願います。	・ご指摘のように、現在も地権者の調査や交渉を進めておりますが、現段階で全ての用地の確保が出来ておりません。今後も引き続き地元の皆様や関係機関との協議やご意見、環境影響評価の結果等を踏まえ、事業に対してのご理解を得ていく所存です。 ・環境影響評価につきましては、今後以上の結果も踏まえ最終計画で予測評価を行い、評価書を作成いたします。
13	現在は勿論、宇久島の自然は今後どのようなことで脚光を浴びることになるのか未知数で	・弊社としましては、地元との共生をめざし、地元もご理解を得ながら、今後も様々な検討

	<p>ある。そのような時代が来たときに、風車は邪魔者でしかない。</p>	<p>を行い計画を進めていく所存です。</p>
<p>14</p>	<p>宇久島風力発電事業の環境影響評価 宇久島風力発電事業についての方法書での住民への説明と準備書に掲載された風車の数と位置が全く変わっていない。位置について、事業者は方法書説明会での発言で（唯、並べて見ただけで事業計画位置は確定していないと回答した）：会場の反論は、そうであれば全ての環境評価はできない筈で、方法書自体、意味をなしていない。【即刻事業中止をするよう要求された】</p> <p>此处でも、平成 25 年 9 月環境審査風力部会の議事録(項目)6.質疑内容で確認すると次の指摘がある</p> <p>○顧問 それから住民意見として騒音、振動についての意見が出ています。全般的に狭いエリアの中に風車が設置され、配置の問題も含めて、予測評価をした上で最終的なレイアウトを決めるという 前回の回答だったと思いますが厳格に予測評価をしていただいて、設置計画を見直すこともお考え頂かないと、いけないと想像されます。</p> <p>それから、知事意見に鳥獣保護区の設定に関連した意見がございました。動植物相の調査及び生態系についても、相当慎重に丁寧な調査をしないと地元から受け入れてもらえない可能性があると思いますので、現地調査を丁寧にしていただいて、準備書作成に当たっては丁寧な予測評価を行なうことをお願いしたい。</p> <p>このような指摘を受けても準備書に反映しないのは、企業体質か、それとも審査会での審議は意図的に無視する会社の方針なのか、・・・改めて再縦覧に付すべきである。</p>	<p>・準備書につきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書の段階とは多少の風車の配置の変更等を行い、準備書に記載したような予測、評価を行っております。今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。</p> <p>・現地調査については、実行可能な範囲で丁寧に実施できたものと考えております。予測評価においても、実行可能な範囲で実施できたものと考えております。</p> <p>今後も経済産業省の環境審査風力部会や長崎県の環境影響評価審査会での審査及び専門家のご意見をふまえ、評価書に向けて計画の見直しも含め、環境に配慮できるように検討致します。</p>

2. 環境全般

No.	意見の概要	当社の見解
15	<p>宇久島に今、2つの発電事業が計画されていますが、今年のように予測できない量の雨が降った時の災害被害がでない様な対策を考えてほしいと思います。したがってメガソーラー発電事業に対して今環境アセスの実施を義務付けてほしい。そうしないといざ被害がでたときに、どちらの事業で出た被害なのかが判別できないと思います。「もめ事」の原因にもなるので環境調査はやってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メガソーラーの計画については他事業者の計画のため、ご回答出来ません。 ・風車の工事に伴う濁水についてはヤード毎に沈砂池を設け、容量に余裕を持たせ濁水を周囲に出さない環境保全措置を講じてまいります。 <p>濁水の程度の予測結果については準備書8.1.2の「水質」にて予測結果を示しておりますが、近年想定外の豪雨などが頻繁に起こっておりますので、工事会社を通じて可能な限り事前に天気の情報収集を行い、予測に応じて防災対策を強化するなどの対策を講じてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万一風力発電事業による影響が明らかとなった場合には、復旧、再発防止対策や補償など、関係者と協議し対応いたします。
16	<p>宇久の自然を壊さない様にきちんと調べて、風車が建った後も調査をして頂きたいです。風車とソーラーパネルも同じですか？</p> <p>風車とソーラーパネルも同様に調査が必要と思います。宇久の自然を守る為、必ず調査をして頂きたいです。宇久の自然、発展の為に風力賛成です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電事業にご理解を賜りありがとうございます。今後も地元の皆様や関係機関と十分に協議し、また、地元の発展に寄与できるような計画にするべく努力してまいります。 ・事後調査につきましては、不確実性を伴う騒音影響などについて、関係機関と十分に協議し実施してまいります。 <ul style="list-style-type: none"> ・メガソーラーの計画については他事業者の計画のため、ご回答出来ません。
17	<p>先日の宇久での説明会出席させて頂きました。宇久の良いところは美しい自然です。引き続き宇久の自然・環境への調査よろしくお願ひ致します。</p> <p>現在宇久町ではメガソーラーの開発も進められておりますが風力とは違い、メガソーラーは環境アセスなどは必要ないのでしょうか？</p> <p>風力での環境問題などはこれまでの調査でよく分かりますが、大きなパネルを島中はる事で自然環境への影響はあると思います。宇久出身の私達はきれいな宇久の環境を守りながら、安心して生活を送る事です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会に参加いただき、また風力発電事業にご理解を賜りありがとうございます。 <ul style="list-style-type: none"> ・メガソーラーの計画については他事業者の計画のため、ご回答出来ません。 <ul style="list-style-type: none"> ・弊社といたしましては、今後も説明会等を通じて風力発電事業にご理解をいただくよう努力してまいります。

	風力さんの様に調査を行い、データを元にメガソーラーも進めて頂きたいと思っています。	
18	環境センターの環境部環境保全課で準備書の縦覧を行っているとは、ホームページのどこにも記載がない。コピーも出来ないようになっているし、なるべく意見を言わせないようにしているのではないか。グーグルクロームでも見られないし、あまりにやり方が杜撰ではないか。今後改善してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・電子縦覧の際の掲載文に、環境部での縦覧をお知らせさせていただきました。 ・コピーに関しては、過去に弊社において改ざん等の事実がございましたので、今回もお断りさせていただきました。 ・電子縦覧については、Internet Explorerでの閲覧は可能となっておりますが、Google Chromeでの閲覧については縦覧中にご指摘をいただきましたので、閲覧（設定）方法について公開し、対応させていただきました。今後、電子縦覧の際には十分注意いたします。
19	環境審査顧問会風力部会（昨年4月18日と9月17日）において、顧問からさまざまな指摘がありました。それらに対応されていないようです。たとえば保安林に関して、顧問から「～保安林解除についての意見が出ています。～保安林を解除してまで風車を建設するのが適切か事業者サイドとして検討していただきたいと思います。」とのコメントがあります。保安林は長崎県が長い歳月と税金で作上げたものです。上記のような指摘がありながら、風車の位置や数は方法書と同じであり、顧問の指摘を元にした評価がなされていません。	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林につきましては、指定範囲などの情報を収集しております。しかしながら、現在入手している情報では、国土調査が行われていないなどといった理由で正確な位置が把握出来ない状況となっております。 このため、今後計画箇所については、地権者の確認や境界の確定、確認作業を行い、保安林規制箇所を出来る限り避けるべく計画を進めてまいります。 しかしながら、規制区域を避けられない可能性がある場合は、その規制の意味合いや機能を出来る限り損なわないよう、関係機関と十分な協議を行い手続きを行う予定です。
20	建設される風車群は留鳥や渡り鳥に大きな影響を与え、さらに景観をも大きく壊すことは明らかです。西海国立公園宇久島の景観を壊し、さらに長崎の教会群とキリスト教関連資産として登録を控えている地域にとっては大きなマイナスの要因となります。準備書では、風車の位置が方法書と全く変わっていないにもかかわらず、回避・低減措置をとったとされているのはどういうことでしょうか。 以上のことを考えれば、宇久島に風力発電を建設すべきではないと考えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書の配置につきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書の段階とは多少の風車の配置の変更等を行い、準備書に記載したような予測、評価を行っております。今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。

21	<p>方法書についての意見及び事業者の見解の記載箇所、平戸南風力発電なのに宇久島風力の方法書の名称が記載されています。</p> <p>これは宇久島風力発電事業と平戸商風力発電事業を同時に進めているため、パソコン上での文章コピー操作による結果と考えます。</p> <p>準備書にかかる調査結果や予測、評価等の記述についても同様の可能性が高く信頼できません。再度準備書を細部まで見直し、再度縦覧をすべきです。</p>	<p>・ご指摘の内容につきましては、確認不足でありお詫び申し上げます。評価書におきましては、記述の誤り等の無いように十分注意いたします。</p> <p>また、今回の準備書につきましては、一部で内容が判りづらいといったご意見もいただいております。今後評価書の取り纏めに当たっては内容を判りやすくお伝え出来るように改善していきたいと考えております。</p>
22	<p>インターネットのPDFで公開されている「生態系」の複数ページが表示されませんでした。</p> <p>8.1.6-34,35,37,39,40,42,43,44,45,47,48,49,50,51が表示されませんでした。全体的に見直して、改めて縦覧をすべきです。</p>	<p>・電子縦覧については、一部正確な表示がされない箇所があり、修正に際して混乱をきたしご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>今後、電子縦覧の際には十分注意いたします。</p>
23	<p>工事により発生した残土については、原則場内で処理するとの記述があるが、2.2-29 頁第 2.2-5 図(8)改変区域図(予定)をみると、汐出海水浴場の隣接地に大きな盛土範囲が計画されている。これは環境保全配慮事項に悖る土地改変である。再評価せよ。</p>	<p>・準備書にお示ししました計画は、現段階では対象事業実施区域内において残土の置き場として適していると考えている箇所となっております。</p> <p>予測、評価においても影響は少ないものと考えておりますが、今後、更なる検討を行い状況によっては見直しを行います。結果につきましては、評価書において記載いたします。</p>
24	<p>工事中の濁り水対策について沈砂池での低減が図れると評価しているが、現場は海水浴場であると同時に直ぐ近くに、根付け磯（漁場）の海域であれば、準備書に方法書との整合性が見えない。</p> <p>環境影響調査、予測評価をやり直し、同時に海域についても調査、再評価を行うべきである。</p>	<p>・工事の際の計画につきましては、準備書に記載しておりますとおり、工事中の濁り水対策として各ヤードに沈砂池を設けると同時にその容量に余裕を持たせることで濁りの影響を低減できると考えております。また、水質に対する予測評価の内容についても準備書 8.12「水質」でお示ししておりますとおり、影響は低減できると考えておりますが、近年想定外の豪雨などが頻繁に起こっておりますので、工事会社を通じて可能な限り事前に天気の情報収集を行い、予測に応じて防災対策を強化するなどの対策を講じてまいります。</p>
25	<p>改変区域は貝塚遺跡の出土した区域乃至は近接地であれば文化的保存地でもある、調査、予測評価をやり直すことを要求する。</p>	<p>・文化遺産については、準備書第 3 章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(3.2-69 頁)内で調査をしておりますが、今後更なる詳細</p>

		計画と照らし合わせ、関係機関とも十分に協議し影響のないように配慮し、必要な場合は再調査を行います
26	環境審査顧問会風力部会や方法書での長崎県及び住民の意見が準備書に反映されていないものが多い。また、環境審査顧問の指摘にあった項目が準備書に反映されていないのは大きな問題である。 なお、説明会での意見や事業者の見解も全て掲載すべきである。	<p>・方法書についてのご意見の概要・見解・対応状況については準備書第4章に記載させていただきましたが、住民意見につきまして環境保全の見地からのご意見でないものは省かせていただきました。また、同じ内容のご意見は纏めさせていただきました。</p> <p>しかしながらご指摘を踏まえ、再度精査し不足があった物については評価書にて追記いたします。また、説明会の内容については、様々な意見がございましたので、環境の保全の見地からのご意見の概要として取りまとめた形で掲載を検討いたします。</p>
27	風車を建設した貴社は風車から遠く離れたところにあり、風車の影響を全く受けず、利益だけを得る。美しい景観や自然の豊かな島で、騒音や低周波などとは無縁であった地域の変化をどのように感じるのか、貴社は「事業範囲や風車配置について島の環境と住民の生活保全の観点から」考えたというが、風車を建設する余地は無い。早く撤退すべきである。	<p>・環境への影響につきましては、今回の環境影響評価の手続きに基づき、更なる影響回避、低減を図ってまいり所存です。</p> <p>・風力発電事業は、建設後20年の運営を行うこととなっております。このため、運営に当たっては事業会社を設立し、島において日々の点検などの運営管理を行ってまいります。</p> <p>運営管理に当たっては、事業会社により、万一の場合の対応や地元にお問い合わせ出来る業務等については発注を行うなど、環境の保全対応や様々な形で島の活性化に寄与できればと考えております。今後とも説明会等を通じて、事業に対してご理解を得ていく所存です。</p>
28	風車によって健康被害が起きないことの証明義務についての見解がみられない	<p>・ご指摘の内容は低周波音に関する件と推測いたしますが、環境省の中では検討会などが開かれているものの、現在のところ風車による健康被害に対する因果関係は明確でないと認識しています。</p> <p>弊社におきましては、風車から発生する低周波音はレベルが低い、アメリカやカナダの風力エネルギー協会による人体へ有害な影響を引き起こさないといった結論などを元に影響は少ないものと考えておりますが、今後も最</p>

		<p>新の知見が出た場合にはそれに基づく影響評価を行っていく予定です。</p>
29	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域表示、第3.2-17 図に示す。とあるが、準備書も方法書と全く同じ位置で欠落箇所は依然としてあり、調査・環境影響評価の具体化も無い。再調査せよ。</p>	<p>・急傾斜地崩壊危険区域については、「長崎県電子国土総合防災 GIS」を元に記載をしておりますが、今後もさらに関係機関との協議や調査等を行い漏れの無いようにいたします。</p>
30	<p>方法書全般に、漁港、漁湾及びその管理者について混同した記載が見受けられる（以下略）準備書において訂正すること。の指摘に「誤りの無いように留意し、準備書において訂正いたします。」と書いているが、何処を留意したのかと問いたい、混同した箇所が残されている、再点検を指摘する。</p>	<p>・準備書について、確認が不十分であったことはお詫びいたします。記述の誤りについては評価書にて混同の無いように十分注意し訂正いたします。</p>
31	<p>佐世保市長に準備書が送付されておらず、市内での縦覧場所が1箇所しかない。</p>	<p>・準備書につきましては、担当課であります環境部に送付させていただいております。</p> <p>・縦覧場所については、市内5ヶ所において実施させていただきました。</p>
32	<p>P 4.1-3 方法書に対する住民等の意見の概要及び事業者の見解 <事業計画>(11)に対する事業者の見解について。 「多大とは、回避、低減措置をとっても生態系に大きな影響を及ぼす事を想定していません。」とあるが、準備書の何処を見ても方法書と同じ風車の数、位置であり、「回避、低減措置」を取られているとは思えない。</p>	<p>・準備書につきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書の段階とは多少の風車の配置の変更等を行い、準備書に記載したような予測、評価を行っております。今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。</p>
33	<p>風車の陰の影響について 海岸に生える森林は、魚付林と呼ばれるように、森林の陰が魚を集める効果があると言われております。しかし、今回の風車のように、回転するプロペラの陰が魚の行動に与える影響は分かっているのでしょうか。</p>	<p>・回転するブレード（羽根）の影が魚の行動に与える影響については、現時点では知見がありません。洋上にも風力発電の建設が始まっていますが、魚が逃避したという報告は今のところないと思われまます。</p>
34	<p>方法書 4.2-1 第2節調査、予測及び評価の手法の選定表 4.2-1(1)鳥類専門家からの意見の概要及び事業者の見解の中で生態系への影響が大きいと評価された際には「英断を下し」</p>	<p>・方法書の事業者見解にも示しました通り、現段階では準備書に示す環境保全措置を実施することで影響を低減できると考えておりますが、今後も関係機関の審査結果やご意見な</p>

	<p>とあったが、以下の項目を鑑みると景観資源、生態系への影響が大きいと評価されるはずである、よって本事業は「英断を下し」中止するのが妥当と思われる。</p>	<p>どにより、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいる所存です。</p>
--	---	---------------------------------------

3. 騒音・低周波音・振動

No.	意見の概要	当社の見解
35	<p>風車は本当に騒音・振動等、人体に被害は出ないのでしょうか？</p> <p>また、風車・ソーラー等に言える事ですが工事等での機械や車な等の騒音・振動はどうなるのでしょうか？</p> <p>工事の為に人を雇うと思いますが、地元の人を雇うつもりなのか？</p> <p>また、当該の人を雇うとするなら、治安の悪化が心配なんです、その点はどう考えているのでしょうか？</p>	<p>・工事中の騒音振動については、準備書 8.1.1 「3 騒音」「5 振動」に、風車の稼働に伴う騒音は準備書 8.1.1 「3.騒音」に現段階での影響予測を記載させていただきました。</p> <p>現段階では、風車からの騒音や振動は人体に影響を及ぼすレベルではないと考えており、また、様々な環境影響の回避・低減策を講じていくことで影響を低減できると考えておりますが、今後詳細計画を具体化する中で更なる低減を検討してまいります。</p> <p>また、影響予測については不確実な面もあるため、事後調査を実施し実態の把握に努め、影響が認められる場合には関係機関や専門家とも協議し、対策を検討し影響回避に努めます。</p> <p>・工事の際の雇用につきましては、地元業者さんで出来るものは可能な限り地元業者さんへ発注をし、あるいは雇用を考えております。</p> <p>治安の悪化についてのご心配は、島外からの雇用者のことと思っておりますが、工事会社を通じて雇用者の身元確認や入場教育などを徹底して、管理いただく所存です。</p> <p>・メガソーラーの影響については他事業者の計画のため、ご回答出来ません。</p>
36	<p>従来の見解では、低周波は漁業への影響は殆ど無いとの見解が多いようですが、今回の宇久島風力発電では、あまりに漁場に近いような気がします。定置漁業は漁具を定位置に敷設して魚の回遊を待って漁獲する漁法なので、低周波や風車の振動により魚の回遊に影響を及ぼすと漁獲量が減ることが懸念されます。風力発電の低周波や振動が漁業（魚の行</p>	<p>・現在、陸上の風車が発生する低周波音に伴う、漁業などへの影響についての一般的な知見は得られておりません。風車においては、建築基準法により高層ビル並みの設計を行っており、振動が発生することはありません。</p> <p>・定置漁業と風車との隣接については、どの程度の距離をお考えか判りませんが、長崎県内においては平戸市において定置漁場と風車</p>

	動) に及ぼす影響について最新の知見はどうなっているのでしょうか。また、今回の宇久島での計画のように、国内で、定置漁業と隣接した場所に風車が設置された事例があるのかお尋ねします。	施設が見受けられます。周辺関係者へのヒアリングでも風車の建設が漁獲高に影響を及ぼしたといった話しは出ておりません。
37	事業者見解において、マサチューセッツ州環境保護省の意見ばかり取り上げられ、カナダ・オーストラリアの規制値に触れておらず、広く意見を求め対応する企業意識が欠落している。	・現段階では事業者見解のような知見を基に配置計画を検討しておりますが、今後も地元の皆様の意見や関係機関との協議、最新の知見の情報収集等を踏まえ、評価書を作成いたします。
38	国会においての重要な質問で、 平成 22 年 1 月 29 日 川田龍平議員の質問主意書により再確認すると『最近に至って環境省は、既設風車 1517 基すべてについて、(中略) 4 年間かけて実態調査をすとの報道も見られるが、(中略) これは風車による「環境影響」や「知見」の問題ではなく事実の問題である。(中略)』 九州長崎の離島 (中略) 畜産と農業、漁業、観光で生きる 25 平方キロメートル弱の小さな宇久島に、50 基もの風車を建設する計画さえある。計画が現実のものになれば、島は壊滅的打撃を受けかねない。風車の町低周波・低周波音による人の健康への影響は 1 km 範囲におよんでいる。地形によっては 2km 先でも被害が出ている。3 km 先でもその音響成分は測定されるという。(以下略) というように述べている、人間 (動物) にとっては「知見」の問題ではなく、事実の問題で影響評価をするべきだ。	・環境の影響については、知見のみではなく現地調査の結果を基に予測し、評価をしております。 準備書に対する審査や関係機関との協議等により、今後も必要な場合は現地調査を基に影響評価を行う所存です。
39	宇久島における繁殖牛は、農家にとっては唯一の生活基盤である。騒音・低周波音による人体・畜産農家の牛への影響があるがこれらの調査に触れられていない。これが宇久町民の反対の理由である。民家・牛舎・放牧地などに風車病の可能性のある風車を建てるべきではない。	・繁殖牛と騒音・低周波音との関係の一般的な知見は得られていません。このため、準備書においては影響の正確な予測、評価が出来ないために記載しておりませんでした。 なお、弊社では既設の風力発電所数ヶ所において、牛舎経営者や専門家の方への聞き取り調査及びデータの収集を行い、風車建設前後においては特に影響が見られないことを確認しております。

		しかしながら、今後も情報収集に努め、新たな知見が出た場合にはそれに基づき影響について予測評価いたします。
--	--	--

5. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
40	<p>地図上に調査結果が記入されていません。</p> <p>重要種の確認位置が保護を理由に記載されていません。植物や昆虫などで公開されることにより採取や捕獲されることが考えられますが、渡り鳥や猛禽類については捕獲されることは考えられません。</p> <p>渡り鳥にとって重要な移動に関する情報が示されないと、これらの種に対する影響や予測、評価が適正なものかどうか全く判断できません。</p> <p>調査結果を故意に隠蔽していると思えません。</p>	<p>・重要種の確認位置につきましては、準備書にも記載の通り種の保護の観点から公開は控えてさせていただきました。調査結果を故意に隠ぺいしたものではありません。関係機関にも了解を得ております。</p>
41	<p>地元愛鳥団体及び専門家等の意見を聞くこと。と意見があります。長崎県には二つの団体がありますが、どちらの意見も書かれていません。</p>	<p>・一部関係者にはご意見を伺っておりますが、評価書の作成にあたっては、地元愛鳥団体（日本野鳥の会長崎県支部、長崎県野鳥の会）のご意見を聴取致します。</p>
42	<p>貴重な種の調査結果で専門家が把握しているにも関わらず、調査結果に反映がされていない種が、指摘されている。</p> <p>①ムラサキ科 ホタルカズラ(県 VU・市 EN) : 堂ヶ濱</p> <p>②マメ科 ヒメツルアズキ(国 EN・県 NT・市 VU) : 長崎鼻・野方草原</p> <p>③ヒガンバナ科 ムジナノカミソリ近似種(市 EN) : 大久保草原</p> <p>再度、対象区域の調査をして評価を行うべきである。</p>	<p>・ご指摘のとおりどの種におきましても文献調査において確認されております。現地調査では対象事業実施区域及びその周辺の植物相を確認できるようルートを設定し調査をさせて頂きましたが今回の調査におきましてこれらの種を確認することが出来ませんでした。ご意見を踏まえ、評価書作成迄にさらに既知の情報を入手し、確認調査を実施致します。</p>
43	<p>8.1.4-261 について。</p> <p>寺島のミサゴの繁殖地について、改変区域から離れているから影響は少ないものと予測される。とあるが、直線距離で 800m 程度しか離れていない。また、三浦も同様に最も近い風車から 800m 程度しか 離れておらず、影響</p>	<p>・「猛禽類保護の進め方（改訂版）」には、イヌワシ、クマタカ、オオタカの 3 種以外について、イギリスの森林で繁殖期に妨害すべきでない範囲の推奨距離（半径）が示されています。それによると、ミサゴは概ね 600～800m、ハヤブサは 400～600m と示されています。こ</p>

	<p>がないとした根拠を示すべきである。ミサゴについてもハヤブサと同様の調査と評価が必要である。</p>	<p>のことから、繁殖地に対する影響は少ないものであると予測評価しております。</p>
<p>44</p>	<p>渡りの状況について。 宇久島は渡り鳥が多い島であり、鳥類の渡りの安全を確保することが、非常に重要である。特筆すべきは、ミサゴやハヤブサが定期的に繁殖する貴重な地域でもある。このような地域特性を十分に理解すべきで論を待たない。 高度区分別の渡り鳥確認状況から、対象実施区域内通過個体数を見ると以下のようになっている。 <21年度> 猛禽類:対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は「春 58.9%」「秋 62.2%」 その他:対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は「春 ー」「秋 57.0%」 <25年度> 猛禽類:対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は「春 44.8%」「秋 71.1%」 その他:対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は「春 55.0%」「秋 49.6%」 とされている。 平成 25 年度秋の調査を見ると、ハクマ・アカハラダカが多く、この 2 種で 1238 個体が対象実施区域内を通過したとされ、春は海岸沿いの断崖地で多種、多個体が観察され崖地部が着陸及び出発地点、となっている。・・・と書かれている。 一方、風車の配置を見ると、海岸から急に高くなった位置は平原一帯、寺島、長崎鼻であり、ここでは渡り鳥にとって風車は障壁となりバードストライクの危険は他より高いことが予測され、ここへの風車の建設は避けるべきである。 宇久島は五島列島の最北端に位置し、渡り鳥にとっては中継基地としての重要な場所である。風車を避けるために海上を通過せざるを得ない場合は、中継基地としての役割が果</p>	<p>・方法書における配置計画は、現地の調査を行った上で、住居からの離隔や規制区域を出る限り確認し範囲を選定し行いました。その後、準備書の為の現地調査において、ミサゴ及びハヤブサは周年で生息しており、定期的に繁殖していることが確認されています。 現段階では、これらの種の営巣地からは一定の離隔をとること、さらに、餌場についても、ミサゴの主たる餌場である海域は改変を行いませんので営巣地への影響は小さいものと考えております。 ハヤブサの主たる餌場については、改変を最小化することで影響の低減に努めます。営巣値から餌場への移動についても障壁とならないように一定の間隔をあけて配置しておりますが、今後も専門家や関係機関などのご意見を踏まえ、更なる予測検討を行います。 渡り鳥については、特に秋季にハクマやアカハラダカが多く渡ることが確認されました。これらの渡り鳥は様に宇久島の最高標高となる城ヶ岳を目指し、また城ヶ岳より飛去する傾向がうかがえます。飛去する際には、城ヶ岳周辺で旋回上昇し、高度を上げています。このような旋回上昇地点には風車を極力配置しないように配慮することで、渡りに影響が生じないように努めておりますが、今後も専門家や関係機関などのご意見を踏まえ、更なる予測検討を行います。 今後も更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。</p>

	<p>たせなくなり渡り鳥にとって、想定されるその影響は非常に大きい。総じて言えるのは、宇久島の風車群は、渡り鳥にとって最悪この上ない危険な存在であることが調査結果から読み取れる。</p> <p>このような結果が出ているにも拘らず、前述のとおり風車の位置と数は方法書と全く同じである。</p> <p>環境審査会顧問会(平成 25 年 4 月 18 日)での顧問の指摘に対する貴社の回答でその理由が分かる。</p> <p>「場所の選定に当たっては、国立公園の範囲ですとか住居からのある程度の距離、そういったところを全て図面に落とししたうえで、残ったエリアで建てられそうなところを選定したという手順を踏んでおりまして、400m がよいかどうかというのはこれからの評価で判断していきたいと考えております。」</p> <p>要するに、50 基を建てるためには環境や住民に対する配慮など考える余裕はないということであり、とんでもない事業優先の計画である。</p>	
45	<p><動物・植物・生態系></p> <p>(33) 調査の結果は準備書にも記載し縦覧しますとあるが、公表しても全く問題の無い重要種も種の保護と称し表示されていない。</p> <p>(53) コウモリの死因についても、最新の知見収集の努力がなされていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要種の確認位置につきましては、種の保護の観点から全て公開は控えさせていただきました。 ・コウモリの死因に関しては、準備書においては出来る限りの情報収集に努め予測評価を行いました。今後も最新の知見などの情報収集に努め、評価書においては最新の知見を基に予測評価を記載致します。
46	<p><生物に関して></p> <p>○顧問 ほかよろしいでしょうか。アカネズミとかハヤブサをそれぞれ注目種にして、一応調査フロー図は出来ていますがけれども「中略」餌だけを評価するという感じになっていますがけれども、やはり繁殖ということを考えて営巣場所もある程度重みづけがつけられるように。ハンティングの場所、繁殖場所というようなこともかみ合わせて評価してい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書につきましては、まずは方法書の計画によりどのような影響があるかを検証し、それを基に方法書の段階とは多少の風車の配置の変更等を行い、準備書に記載したような予測、評価を行っております。 生態系の評価につきましては、顧問の方の指摘どおり「餌」のみではなく「探餌」をかみ合わせて評価しております。今後も関係機関のご意見などにより、更なる検討を行い影

	<p>ただければと思います。よろしいでしょうか。 ※風車の位置や数は方法書と全く同じであり、顧問の指摘を基にした評価がなされていない。</p>	<p>響の低減に努めてまいる所存です。</p>
47	<p>高度区分と渡りの状況について。 風車と鳥類に関して最も重要なことはバードストライクを避けることである。 バードストライクは鳥類に大きな影響を与える。大型の鳥は死骸が残る場合もあるが、小鳥類はブレードに触れると形も無くなってしまふであろう。また、死骸は直ぐにカラスやイタチなどに捕食されるため、被害の全容をつかむことは極めて難しいと、郷土愛鳥家の経験則を聞く。</p> <p>バードストライクの影響予測は対象実施区域内通過個体数を用いるべきである。</p> <p>「例:第 8.1.4-64 表」で言えば対象実施区域内通過個体数の欄に書かれた割合を重視すべきで、ここでは猛禽類 105 個体に対しての対象実施区域内通過個体数の割合は (44.8%) である。</p> <p>こちらを重視する理由として、飛翔高度は (L-M-H) は天候(日中・夜間・風力・風向・視程) に左右される可能性力が大きく不確実性が、高いので参考値として見るべきである。</p> <p>ここで、猛禽類の高度区分の M (21.0%) を基にバードストライクを予測すると結果を低く表してしまい、回避・低減の方法を誤ることになる。</p> <p>第 8.1.4-62 表 高度区分の渡りの状況 (21 年秋) では対象実施区域内通過個体数の全対数に対する割合は 59.7% である。また、「第 8.1.4-64 表」 高度区分渡りの状況 (25 年春) では、対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は 54.4% と半数以上が対象実施区域内を通過している。</p> <p>なお、調査結果に気象条件が書かれていないので、ここで示された飛翔高度のデータを真のデータとして捉え評価する事は危険であ</p>	<p>・バードストライクの影響予測については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づき、衝突確率を算出しております。</p> <p>その際の飛行高度 M については、ブレード回転域を含む高度 (30m~100m) とし、調査結果の通過個体を基に衝突確率を算出し影響予測をしております。</p> <p>しかしながら、影響予測には不確実性を伴うため、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づいて適切な事後調査を行い、予測結果を評価し検証することとしております。</p> <p>・今回の準備書につきましては、一部で内容が判りづらいといったご意見もいただいております。今後評価書の取り纏めに当たっては内容を判りやすくお伝え出来るように改善していきたいと考えております。H21 と H25 のまとめ方の違いにつきましては評価書において猛禽類・その他鳥類に統一いたします。</p>

	<p>る。</p> <p>それから、21年度と25年度でまとめ方が異なっていてデータの分析がしにくい。準備書は分かりやすくまとめる必要がある。</p>	
48	<p>コウモリ類</p> <p>ナショナルジオグラフィックニュースには「風力発電の犠牲になるコウモリたち」 また、日本経済新聞社では「数億羽の鳥とコウモリの死を招く米風力発電拡大策」といった見出しで、コウモリに対する影響が書かれている。また、「バードライフ・インターナショナル東京」ではコウモリについて、急激な気圧の低下が組織に致命的損傷を与えて、発電機の近くを飛んだコウモリを殺してしまう気圧障害という懸念があると言っています。そして、鳥にとってもコウモリにとっても貴重な生息環境が風力発電所の開発で失われており、発電所はその設置場所の面積以上に近隣の生息環境に影響を与えており、特に渡りのコース上に多数の風力発電機が設置され、影響が累積されると風力発電は渡り鳥やコウモリに対する重大な脅威となると警かかされている。このような事実があり、コウモリ類が確認できたのであれば、ここで書かれているように影響を与えないような評価は出来ない。狭い、宇久島の中に50機の風力発電機は鳥やコウモリにとっては大きな脅威となる事は間違いない。もっと、詳細に検討すべきである。</p>	<p>・ご指摘の海外の知見については、本準備書にも論文を引用しており、これらの知見を踏まえて予測しております。</p> <p>コウモリは種によって飛翔高度が異なります。準備書にも記載しておりますように、予測対象とした重要な種のうちコキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ、ヒナコウモリ科の一種（モモジロコウモリ、もしくはユビナガコウモリの可能性が高い）の4種の主な飛翔高度は約30m以下になります。これら4種については、樹林性のコウモリであり、主に樹林内や林縁の地表近くを飛翔するという特性から、ブレードの高さ（地上から30m）まで飛翔することがほとんどないため、影響は小さいものと予測致しました。</p> <p>また、気圧障害については、「風力発電の犠牲になるコウモリたち」に「ブレードの後ろにできた低圧部分に吸い込まれ小さな肺や心臓が破裂してしまう場合もある」と記載されており、ブレード回転域以下の飛翔高度では影響が及ばないものと考えております。</p> <p>一方、ユビナガコウモリは季節的に大きな移動を行っている可能性があります。渡りのコースについては明らかにされておりません。しかしながら、開けた空間を飛翔するという特性から、気圧障害についての影響はないとは言えませんので、今後、更なる知見の収集に努め、評価書では最新の知見を踏まえて検討致します。</p>
49	<p>猛禽類のモーション・スミアについて。</p> <p>猛禽類は風車を認識しながら飛翔しているが、一定距離まで近付くとモーション・スミアにより回転するブレードが見えなくなり、接近して衝突するものと考えられている。</p>	<p>・バードストライクが発生するメカニズムは諸説あり、科学的な知見もほとんど得られておりません。ご指摘にありますとおり、モーション・スミアによる衝突の発生も考えられますが、様々なご意見等を踏まえて検討を行</p>

	<p>モーション・スミアを軽減するために、ブレードに模様を付ける等して実験研究が行われている。研究の結果、小型の回転速度の速いタービンで 20m 程度、大型でゆっくりと回転するもので 50m 程度まで接近すると見えなくなってしまうと結論付けられている。</p> <p>これを避けるためにも影響評価は対象実施区域内を通過している個体数を用い、風車の数・位置・間隔をきめるべきである。</p>	<p>い、風力発電機への塗装や設置基数、位置、間隔などについては、景観への影響なども考慮しながら、さらなる検討を行って参りたいと考えております。</p>
50	<p>渡り鳥の定点、観察結果について。</p> <p>重要種の確認位置が種の保護の観点から記載されていない。移動の出来ない植物や昆虫などで公開される事により採取・捕獲等による種への危険の恐れがあるものなどは当然である。しかし、ハヤブサ・ミサゴ・ハチクマ・アカハラダカ・や他の渡り鳥については繁殖箇所・営巣木ではなく、渡りのコースや確認地点を示さないのはおかしい。公表しないのは虚偽の調査でないかと疑われても仕方がない。コースを開示したところで、種に対する危険が高まることは全く考えられない。</p> <p>準備書を開覧し意見を述べる者から見れば、非常に重要な飛翔に関する情報が開示されない事は、これ等の種に対する影響や予測・評価が適正なものかどうかの的確な判断が出来なく、本準備書では意見が言えなくなる。</p> <p>これは、環境影響評価の手續上極めて重要な、住民意見の聴取をないがしろにするもので、閲覧者にとっては意見を書けない大きな問題であり、事業者は調査結果を故意に隠ぺいしているとしか思えない。意見を述べる機会を奪われたことにより「種」の保全ができなくなる、本末転倒の可能性が想定される。</p> <p>(例)8.1.4-28 にハチクマの飛翔コースは第8.1.4-6 図と書かれているが、準備書で見える事はできない。</p>	<p>・重要種の確認位置につきましては、準備書にも記載の通り種の保護の観点から公開は控えてさせていただきました。調査結果を故意に隠ぺいしたものではありません。関係機関にも了解を得ております。</p>
51	<p>渡りの状況について。</p> <p>宇久島は渡り鳥が多い島であり、鳥類の渡り</p>	<p>・方法書における配置計画は、現地の調査を行った上で、住居からの離隔や規制区域を出</p>

<p>の安全を確保することが、非常に重要である。</p> <p>「8.1.4-228 移動経路の遮断・阻害において、猛禽類・その他の鳥類について、風力発電機間は迂回可能な確保されているために、障壁としての効果は薄いと考えることから、移動経路への影響は小さいものと予測されている」。しかし、上記対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合を見ると、移動経路への影響が少ないとは言い難い。・・・配置図によれば東側に 21 機、西側に 17 機がある。平面図では分かりにくいので島内の風車の配列を横から見た風車配列図を示し、さらにブレードを含む風車間距離が分かるように示し、評価すべきである。</p> <p>平成 25 年度秋の調査を見ると、ハチクマ・アカハラダカが多く、この 2 種で 1238 個体が対象実施区域内を通過したとされ、春は海岸沿いの断崖地で多種、多個体が観察され崖地部が着陸及び出発地点となっている。・・・と書かれている。一方、風車の配置を見ると、海岸から急に高くなった位置は平原一帯、寺島、長崎鼻であり、ここでは渡り鳥にとって風車は障壁となりバードストライクの危険は他より高いことが予測され、ここへの風車の建設は避けるべきである。</p> <p>宇久島は五島列島の最北端に位置し、渡り鳥にとっては中継基地としての重要な場所である。風車を避けるために海上を通過せざるを得ない場合は、中継基地としての役割が果たせなくなり渡り鳥にとって、想定されるその影響は非常に大きい。総じて言えるのは、宇久島の風車群は、渡り鳥にとって最悪この上ない危険な存在であることが調査結果から読み取れる。</p> <p>このような結果が出ているにも拘らず、前述のとおり風車の位置と数は方法書と全く同じである。</p> <p>環境審査会顧問会電力部会(平成 25 年 4 月 18 日)での顧問の指摘に対する貴社の回答で</p>	<p>来る限り確認し範囲を選定し行いました。その後、準備書の為の現地調査において、渡り鳥については、特に秋季にハチクマやアカハラダカが多く渡ることが確認されました。これらの渡り鳥は一様に宇久島の最高標高となる城ヶ岳を目指し、また城ヶ岳より飛去する傾向がうかがえます。飛去する際には、城ヶ岳周辺で旋回上昇し、高度を上げています。このような旋回上昇地点には風車を極力配置しないように配慮することで、渡りに影響が生じないように努めております。この結果を基に準備書に記載したような予測、評価を行っておりますが、今後も専門家や関係機関などのご意見を踏まえ、更なる予測検討を行います。</p> <p>また、ご指摘のブレードを含む風車間距離が分かるような島内の風車の配列を横から見た風車配列図については、予測評価の方法の一つとして検討致します。</p> <p>今後も、更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。</p>
---	--

	<p>その理由が分かる。「場所の選定に当たっては、国立公園の範囲ですとか住居からのある程度の距離、そういったところを全て 図面に落とした上で、残ったエリアで、建てられそうなところを選定したという手順を踏んで、おりまして、400m がよいかどうかというのはこれからの評価で判断していきたいと考えております」・・・要するに、50 基を建てるためには環境や住民に対する配慮など考える余裕はないということであり、とんでもない事業優先の計画である。</p>	
52	<p>バードストライク</p> <p>バードストライクは鳥類の生存に大きな影響を与えます。</p> <p>被害に遭った鳥類の死骸の確認は、落下場所が林内だと難しく、死骸はカラスやタヌキなどに捕食されることから困難なので、バードストライクの影響予測は慎重にすべきです。</p> <p>バードストライクの影響予測には飛翔高度を用いるのではなく、対象実施区域内通過個体数を用いるべきです。当会は長年猛禽類の渡りやツル類の渡りを調査しており、その結果の蓄積から天候や中夜で飛翔高度は容易に変わることが分かっているからです。ここで行われた、短期間のデータとはその結果の重みが違います。</p>	<p>・バードストライクの影響予測については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づき、衝突確率を算出しております。</p> <p>その際の飛行高度 M については、ブレード回転域を含む高度（30 m～100 m）とし、調査結果の通過個体を基に衝突確率を算出し影響予測をしております。</p> <p>しかしながら、影響予測には不確実性を伴うため、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づいて適切な事後調査を行い、予測結果を評価し検証することとしております。</p> <p>・事後調査に関しては、地元愛鳥団体（日本野鳥の会長崎県支部、長崎県野鳥の会）のご意見を聴取致します。</p>
53	<p>衝突確率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧などの視界が悪いときの確率も出すべきです。 ・環境保全措置は、1)回避、2)最小化、3)代償措置の順に検討することが基本です。保全は回避を最も優先であり、高度 M を用いる衝突確率は不確実性が非常に高い。 ・1 年目の確率だけではなく、運用期間中の 20 年間の年度ごとの確率も示すべきです。 	<p>・「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成 23 年）において、悪天時の視認性を考慮した予測衝突数の試みが示されていますが、パラメータに必要な天候悪化率や視程悪化時の回避率については、現時点では根拠となりうる資料がなく、求めることができません（例えば回避率が、視界の良いときに比べ、良くなるか悪くなるかわかりません。また、視界の悪い時の飛翔頻度の増減もわかりません。）。</p> <p>・評価の仕方につきましては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」</p>

		<p>に基づき実施しております。現段階では準備書に記載した通り、影響は小さいものと考えております。しかしながら、ご指摘の通り、影響予測には不確実性を伴うため、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づいて適切な事後調査を行い、予測結果を評価し検証することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衝突確率の計算は1年目というものではなく、1年間の衝突数を算出しております。そのため、各年の衝突数は同じ数値となります。
54	<p>鳥類の移動に与える影響</p> <p>宇久島は五島列島の最も北に位置し、渡り鳥が多い島です。鳥類の渡りの安全を確保することが、非常に重要であることは論をまたず、ミサゴやハヤブサが定期的に繁殖する重要な地域でもあります。このような、県内の地域特性を十分に理解すべきです。</p> <p>21年度及び25年度の対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合は猛禽類で59.3%。その他の鳥で53.9%、季節別に見ると猛禽類は春が51.9%。その他の鳥は55.0%。猛禽類は秋66.7%。その他の鳥は53.3%です。評価には、移動経路の遮断・阻害において、猛禽類・その他の鳥類について、風力発電機間は迂回可能な空間が確保されているために、障壁としての効果は薄いと考えられ、移動経路への影響は小さいものと予測されている、とあります。しかし、上記対象実施区域内通過個体数の全個体数に対する割合を見ると、移動経路への影響が少ないとは言えません。</p> <p>私たちの調査からも分かっていますが、春は海岸沿いの断崖地で多種、多個体が観察され崖地部が着陸及び出発地点となっている。と記載されています。ここでの、風車の配置を見ると、海岸から急に高くなった位置の風車は平原一帯、寺島、長崎鼻です。ここでは渡り鳥にとって風車は障壁となりバードストライクの危険は他より高いことが予測され</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の仕方につきましては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づき実施しております。 ・方法書における配置計画は、現地の調査を行った上で、住居からの離隔や規制区域を出来る限り確認し範囲を選定し行いました。その後、準備書の為の現地調査において、ミサゴ及びハヤブサは周年で生息しており、定期的に繁殖していることが確認されています。現段階では、これらの種の営巣地からは一定の離隔をとること、さらに、餌場についても、ミサゴの主たる餌場である海域は改変を行いませんので営巣地への影響は小さいものと考えております。 ハヤブサの主たる餌場については、改変を最小化することで影響の低減に努めます。営巣値から餌場への移動についても障壁とならないように一定の間隔をあけて配置しておりますが、今後も専門家や関係機関などのご意見を踏まえ、更なる予測検討を行います。 渡り鳥については、特に秋季にハクマヤアカハラダカが多く渡ることが確認されました。これらの渡り鳥は一樣に宇久島の最高標高となる城ヶ岳を目指し、また城ヶ岳より飛去する傾向がうかがえます。飛去する際には、城ヶ岳周辺で旋回上昇し、高度を上げています。このような旋回上昇地点には風車を極力配置しないように配慮することで、渡りに影響が生じないように努めておりますが、今後

	<p>ます。このような場所への風車の建設は避けるべきです。また、牟久島は渡り鳥の中継基地としての重要な場所です。海岸に並んだ風車を避ける為に海上を通過せざるを得ない場合は中継基地としての役割が果たせなくなり、その影響は非常に大きいといえます。このような結果が出ているにもかかわらず、方法書で示された風車の位置と数は全く同じで、回避・低減を検討した形跡がありません。</p>	<p>も専門家や関係機関などのご意見を踏まえ、更なる予測検討を行います。 今後も更なる検討を行い影響の低減に努めてまいります。</p>
55	<p>牟久島は鳥獣保護区域に指定されているように、渡り鳥の中継地として各種の鳥類が飛来している、5月頃、ブッポウソウ、カッコウ、ホトトギス等、9月頃にはハチクマ、アカハラダカ等の中継地となっている、又カモ類等の越冬地としても重要な島である。これらの生態の調査結果がすべての鳥類に対し確認された、確認された、との調査結果で済まされている、特に250m以上を飛翔するハチクマが対象に見受けられ、ヒヨドリ、カラス等の留鳥、ブッポウソウ、カッコウ、ホトトギス等は100m前後を飛翔する渡り鳥であるその調査結果が記載されていない2009年にヤブサメ、パン、チュウサギ等の小型鳥類、ミサゴ、ハヤブサ等の大型鳥類の採餌時の飛翔ルートの調査結果が記載されていない。</p>	<p>・ヒヨドリ、ブッポウソウ、カッコウ、ホトトギスなどの小型鳥類の渡りについては、その他の鳥類としてまとめた飛翔経路図（第8.1.4-25図（11）、第8.1.4-26図（2）、第8.1.4-27図（9））を掲載しております。また、調査月別の渡り状況を第8.1.4-61表、第8.1.4-63表、第8.1.4-65表に種別で記載しております。それを基に予測評価を実施しております。</p> <p>なお、第8.1.4-29図の平成21年の希少猛禽類の飛翔経路については、餌運び等の行動凡例が抜けておりました。評価書においては抜けないように十分注意致します。</p>
56	<p>（要約書）第5.1-1表（39）調査、予測及び評価結果の概要（生態系） （2）解析結果 その調査結果を見ると北東部、南東部、西部の営巣地周辺部においても高い数値を示したとある、すなわち、風車も大半が東方面に21基、西方面に17基と鳥類の営巣地、採餌場、飛翔コースにまたがって配置されている、この事を考えると風車によるバードストライクが発生する確率が大きい事は明白である、その結果如何なる対応するのかまったく不明である。</p>	<p>・生態系での解析結果は「好適採餌環境指数」を示したものであり、営巣地周辺や城ヶ岳に高い数値（すなわち好適である）が現れています。</p> <p>上位性対象種のハヤブサに関する衝突確率は準備書本編の第8.1.4-76表（1）及び（2）において、平成21年の調査結果からは、年間衝突数は0.026710個体/年、平成25年の調査結果からは0.037035個体/年と示しております。これにより、現段階では影響は小さいものと考えておりますが、今後も専門家や関係機関などのご意見を踏まえ、更なる予測検討を行います。</p> <p>また、影響予測には不確実性を伴うため、「鳥</p>

		<p>類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に基づいて適切な事後調査を行い、予測結果を評価し検証することとしております。</p>
57	<p>方法書の意見がまったく反映されていない。</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」の、「第3章 参考とすべき事項」で3・2 配慮すべき重要な地域の3-2-1 渡り経路で、渡り特性を考慮し調査計画が必要である、さらに春季渡りはその多くが繁殖個体であることに対して、秋季の渡りは巣立ち個体が含まれる。</p> <p>衝突リスクは、年齢によって異なる可能性も考えられることから、渡り個体群の構成も考慮することが望ましいとある。</p> <p>この事からも、調査日時、期間、調査方法も長期間の調査が求められる。又、留鳥に対しても同様な調査が求められる。</p> <p>上記の事から準備書の調査は平成25年に4回調査実施しているが、1回の調査が3日と秋季調査が7日と記載されているこれで完全な調査が出来るのか疑問である。</p>	<p>・ご指摘にありますとおり、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年）には渡り個体群の齢構成も考慮することが望ましいと示されておりますのでそういった解析も検討しましたが、通過個体数が多い場合や逆光で識別が難しい場合などがあったことから、現地調査においては渡りのコース、飛翔高度、他地点との情報交換による関係などに主眼を置いて調査を実施しました。</p> <p>渡りの調査期間に関しては、希少猛禽類調査においても記録を行っておりますので、調査期間については問題ないものと考えております。</p> <p>なお、本調査においては、成鳥及び幼鳥が確認されておりますが、飛翔能力に特には大きな差は認められませんでした。</p>
58	<p>衝突リスク</p> <p>本マニュアルでは、鳥類が回転する風車に接触・衝突するメカニズムは明らかにされていないが、飛翔頻度と衝突リスクには何らかの関係がありこれを調査解析することで、メカニズムの一端を明らかに出来ると考えられている。とある</p> <p>2009年8月に当時宇久既存の1基の風車でミサゴ、のバードストライクが発生した、この狭い宇久島に50基の風車が乱立したら、結果はどうなるか見えている、だからこそ慎重な対応と調査が必要である。</p> <p>「3-4 衝突リスクの高い地形条件」では水際線、断崖線に多く、これらの地形においては、水際線や断崖線からの離隔距離という環境勾配に着目し(中略)立地の検討に当たっては、断崖付近での風況特性も考慮するとある。</p>	<p>・「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年）の「3-4 衝突リスクの高い地形条件」の「図3-25 環境勾配（離岸距離）と飛翔頻度の関係」の下図の「断崖線からの離岸距離と海ワシ類の飛翔頻度」によれば、断崖から約100m離れると飛翔頻度は下がる傾向にあります。</p> <p>また、資料(7)断崖における飛翔特性によれば、「海ワシ類は断崖での飛翔頻度が高く、断崖を吹き上げる風（斜面上昇）を利用していると考えられます。このような風向の頻度が高い日には海ワシ類の飛翔頻度も高かった。」と記載されています。本準備書の第2.1-2 図に掲載している風配図と風車の位置を照らし合わせると、断崖付近に計画されている風車はありますが、そのうち、卓越風向の風下側に計画している風車も多くあります。</p>

	ここに書いてあることを参考にすると宇久島には風車の建設位置は無いはずである。	貴重なご意見をふまえて、評価書にむけて、影響が低減できるように検討致します。
--	--	--

6. 景観

No.	意見の概要	当社の見解
59	<p>草原に建つ風車の群れを想像いたします。秋田県の風車群を見に行きましたがすばらしい景観でした。</p> <p>説明会では環境アセスについての質問だけでしたが、相浦への送電方法、建設後のメンテナンスについても情報があればいいと思いました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観につきましては、今回の準備書に記載のような予測評価を行っておりますが、地元の皆様の意見や関係機関との協議等を踏まえ、更なる影響の低減等の保全措置を行っていく所存です。 ・評価書におきましては、送電方法やメンテナンス、万一の事故防止の事前対策情報などを出来る限り記載いたします。また、地区での説明会等を通じてもお知らせさせていただきます。

60	<p>宇久島で訪れる場所の中には、スゲ浜海水浴場・大浜海水浴場・汐出海水浴場・火焚崎・長崎鼻の海岸・対馬瀬・乙女鼻等があります。美しい砂浜の見られる場所、広々とした草地は佐世保市の中ではここにしかありません。評価でスゲ浜海水浴場を見ると、主要展望は海側であって風力発電は視認されないとされています。訪れた人は、ここでは海ばかり見ている訳ではありません。砂浜を歩くなど周囲の風景を楽しみます。</p> <p>フォトモンタージュでは景観の変化がよく分かりますが、写されている範囲が広く、実際よりも風車が小さく見えます。また、背景は白っぽくされ風車が見えにくいように加工されています。もっと、人が見た目の感覚と同じような視認性のあるものを作って欲しいです。</p> <p>宇久の将来を考えて風車を建設するようなことが書かれていますが、宇久の美しい風景を壊し、将来を考えているとは言えないでしょう。また、風景は主観的なもので、視野角1度では計ることは出来ません。多くの人が風車の存在を不愉快と感じれば、それは風景を壊していることとなります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘を受け、主要な眺望方向について再検討を行い、評価書において予測・評価に反映するようにいたします。 ・フォトモンタージュについては、ご指摘のとおり、写真幅が広い場合には実際よりも風車が小さく見える可能性があります。 「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅱ）調査・予測の進め方について」（環境省・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成12年8月）においては、人間が特定の対象を眺める場合の視野は約60°（デジタルカメラで撮影する場合は焦点距離20mm程度）であるとされていますが、本事業においては、広範囲に風力発電機が視認されるため、風力発電機の視認される幅を一目で把握できるよう、写真幅を広めにお示しいたしました。範囲についてはご意見を踏まえ、評価書において反映できるように検討いたします。 ・背景の色合いについては加工しておりません。 ・弊社では、地元との共生を目指し、島の活性化にも寄与できる計画を目指しております。ご理解をいただければと思います。 ・風景については、ご指摘のとおり主観的なものであると考えますが、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。
61	<p>経済産業省の宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書への勧告</p> <p>平成25年9月25日に経済産業省から次のような勧告が出されています。</p> <p>○調査、予測及び評価手法について</p> <p>景観に係る環境影響評価については、小値賀町にある旧野首教会堂が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教会関連遺産」の構成遺産であることから、当該遺産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧野首教会からの景観につきましては、現地にて直接宇久島が視認されないことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っていませんでした。配慮に欠けておりました。世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。

	<p>び評価の手法について検討すること。</p> <p>しかし、準備書にはこのことについて全く触れられていません。フランスの小島モンサンミッシェルが、風力発電所の建設計画により、ユネスコの世界遺産認定を取り消される危機にさらされているのは、島から 17km 離れた場所に 3 機の風力発電の建設です。</p> <p>旧野首教会堂のある野崎島の船着き場から宇久島の寺島まで約 9 km、平原まで 10 km です。宇久島の 50 機の風車によって世界遺産登録は出来なくなるでしょう。</p> <p>小値賀町では、現在「おぢかアイランドツーリズム協会」が民泊を進めており、活気のある島に変わりつつあります。野崎島の旧野首教会堂が世界遺産に登録されると、町はさらに発展するでしょう。同様に隣の宇久島にとっても大きな経済効果を生むこととなります。</p> <p>また、長崎県の総合計画では「しまは日本の宝」として、島の多様性を活かす戦略が立てられています。</p> <p>このような中、宇久島の風車建設は、これまでと変わった形で発展を遂げようとしている二つの島の芽を摘んでしまうこととなります。</p> <p>二つの島の社会的状況の調査が十分であれば、宇久島に 50 機の風車の建設計画は出来ないはずですが。</p> <p>宇久の将来を考えるのであれば勧告を真摯に受け止めて、常識ある評価をすべきです。</p>	
62	<p>現在宇久島風力発電の建設に伴う環境影響評価準備書が縦覧中ですが、建設後の島の景観がどのように変化するかは島民は大きな関心を持っています。現在、縦覧中ですが縦覧を閲覧に行けない方も多くいます。</p> <p>そこで、お願いですが、「主要な眺望景観の現状及び建設後の予測結果」(8.1.7-18～8.1.7-42) についての部分のコピーを頂けないでしょうか。もしくはダウンロード出来る</p>	<p>・景観の予測結果につきましては、縦覧終了後も宇久島風力事務所におきまして自由にご確認いただけるようにしております。</p> <p>また、今後も島民の皆様のご要望により直接ご説明に伺ったり、地区説明会などで確認できるように配慮してまいります。</p>

	<p>ような措置をお願いします。</p> <p>これを見ると島民が建設後の島の景観がどのように変化するのか実感出来、風力発電への理解が進みます。</p>	
63	<p>経済産業省の宇久島風力発電事業 環境影響評価方法書への勧告(昨年9月25日)では「景観に係る環境影響評価については、小値賀町にある旧野首教会堂が、世界遺産暫定リストの「長崎の教会群とキリスト教関連資産」の構成資産であることから、当該資産及び周辺環境の保存管理の観点から、調査、予測及び評価の手法について検討すること」とありますが、準備書にはこのことについて全く触れられておらず、勧告のあった内容について解決しようとした努力が見られません。</p>	<p>・旧野首教会からの景観につきましては、現地にて直接宇久島が視認されないことを確認しておりましたが、準備書への記載を行っておりませんでした。配慮に欠けておりました。世界遺産関係各課とも協議し、十分な再調査を行い登録に影響がないように対応してまいります。また、その経緯や予測・評価結果を評価書にて記載致します。</p>
64	<p>評価の一例(スゲ名民海水浴場)を見ると、『主要展望は海側で有り、風力発電は視認されない』とありますが、海水浴場に来た人が海だけを見ることはありません。海からの風を感じ、山からの吹き下ろしの風を感じ、宇久の自然を感じることができる場所です。山側をふりかえらないわけがありません。フォトモンタージュを見ればどれほど景観を壊しているのかよく分かると思います。</p> <p>なお、フォトモンタージュは人の視野に近いレンズで撮影すべきです。ワイドレンズを使うと実際よりも量観に与える影響を小さく見せます。さらに、国立公園の趣旨を考えると国立公園内ではないから良いと言うものではありません。景観もその評価に含まれているのですから、国立公園の景観を壊さないように配慮すべきです。</p> <p>風車が国立公園の景観に与える影響の予測と評価をおこなうべきです。</p>	<p>・ご指摘を受け、主要な眺望方向について再検討を行い、評価書において予測・評価に反映するようにいたします。</p> <p>・フォトモンタージュについては、ご指摘のとおり、写真幅が広い場合には実際よりも風車が小さく見える可能性があります。</p> <p>「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術(Ⅱ) 調査・予測の進め方について」(環境省・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成12年8月)においては、人間が特定の対象を眺める場合の視野は約60°(デジタルカメラで撮影する場合は焦点距離20mm程度)であるとされていますが、本事業においては、広範囲に風力発電機が視認されるため、風力発電機の視認される幅を一目で把握できるよう、写真幅を広めにお示しいたしました。範囲についてはご意見を踏まえ、評価書において反映できるように検討いたします。</p> <p>・景観については、ご意見を踏まえ国立公園への影響も考慮し、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。</p>

65	<p>2014年1月に佐世保市は、新観光圏『「海風の国」佐世保-小値資観光選1』として、国土交通大臣から認定を受けました。国が進める「観光立国」の基本理念「住んでよし、訪れてよし」の取り組みで、これまで全国に49あった観光圏の取り組みの中から選ばれた6か所の一つです。小値賀島だけではなく、宇久島も観光圏に含まれます。風車建設によって、新観光圏の重要観光資源となる景観を阻害することが明らかな状態です。現在はもちろん、宇久の自然は今後どのようなことで、脚光を浴びることになるのか未知数です、未来への可能性があるこの場所の景観を崩すことに関して、計画自体を再考すべきと思います。</p> <p>以上の事からもわかるように、宇久島は佐世保市として力を入れていくべき重要な観光資源といえます。佐世保市とどのような協議が進められたのか、概要を記載すべきです。</p> <p>長崎県知事の意見では、「宇久島には、人と自然の相互作用によって生み出された文化的景観があると言えるが風車の配置等については住民の理解を得られるよう、十分に検討を行うこと」とあります。これに対し、貴社は「風力発電の配置については、建設後の見え方をフォトモンタージュで予測評価し、説明会等により住民の理解が得られるように努めます」とあります。住民は、景観の変化に対する不安があります。その不安に対して、しっかりと向き合うべきです。個々の事情により縦覧の閲覧に行けない方や説明会に出席出来ない方の為に、フォトモンタージュを各区长宛てにコピーを配布するなどの配慮をすべきです。住民の方の理解なしに、建設はありえません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新観光圏の取り組みについては、現段階では配慮が足りませんでした。今後、関係機関とも十分に協議を行い対応してまいりたいと思います。 ・住民の方へは今後も説明会等を行い、事業に対してのご理解をいただけるよう努力してまいります。
66	<p>調査、予測及び評価結果の概要(景観) 予測結果の概要でほとんどの項目で視軸には介在しないとあるが、モンタージュ写真ではほとんど風車が目視できるではないか、前回の方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視軸の考え方につきましては、主要な展望方向を軸方向として表現しておりますので、評価書におきましては判りやすい表現にするよう検討いたします。

	<p>法書と見比べてみても何ら大差は無いように見受けられる、変わったのは、完成後予測モニター写真位だ、景観資源については、対象事業実施区域外であるため、直接的な影響はないとあるが何を根拠に対象事業実施区域外だからか？宇久島全体が景観資源である、宇久島城ヶ岳頂上に立って景観を見てみる、風車が乱立したら景観資源がどうなるか、50基の風車が乱立しても景観に影響は無いと言えるか。</p>	<p>・景観資源については、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図 長崎県」(環境庁、平成元年)及び「重要文化的景観(平成25年11月1日現在)」(文化庁ホームページ)に掲載されているものを抽出いたしました。</p> <p>「対象事業実施区域外であるため、直接的な影響はない」と記載していますのは、工事等により景観資源そのものを改変することがないことを示しています。</p> <p>・景観資源を含む眺望景観については、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。</p>
67	<p>平成22年11月開催第2回風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会で諸外国に於ける風力発電所に係る環境影響評価について検討されているが、その中でスコットランドにおける風力発電事業の景観に係る環境影響の調査・予測・評価手法に関する良好な事例「風力発電設備の可視領域図の作成」の具体的な手法の記載内容において「可視領域図は、コンピュータで作成後、現地調査によってその妥当性を確認する。」「タービンの高さ可視領域図(例：タービンの高さ85mで可視領域図25km)」とあるが、本当に景観に配慮するならば、少なくとも上記の場所及び道路に係る場所は避けるべきである。</p> <p>また、色彩を変えただけで背景に配慮したとは言えない。さらに国立公園の趣旨を考えるならば、国立公園区域内でないから良いというものではない。風景は主観的なもので、視野1度で計ることは出来ない。</p>	<p>・色彩については、自然景観との調和を考える場合に、一般には、明度・彩度の低い色が推奨され、特になじみやすい色として、茶系統が挙げられることがあります。『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』(環境省 平成25年3月)は、「背景が空、水面等の場合は、むしろ灰白色等の無彩色がなじみやすい」と指摘しています。</p> <p>本事業の風力発電機の背景は、多くが空や雲、海となることが予測されるため、この指摘を勘案し、灰白色を採用することを環境保全措置として記載し、景観に対する環境影響を予測、評価しており、現段階では色彩については配慮できるものと考えております。</p> <p>・風景については、ご意見を踏まえ、できるだけ人による感じ方の違いが生じないように、また定量的・客観的に行い評価書において反映できるように検討いたします。</p>
68	<p>なぜ、準備書(8.1.7-6)において、景観資源を大きく自然景観と人文景観の2つに区分しておきながら、人文景観における調査はまったく行われていないのであろうか。これは、人文景観の本質を理解しているからこそ、あえ</p>	<p>・景観の影響評価に関して、主要な眺望点については、省令において、「不特定かつ多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」として定義されており、一般的には次の抽出基準にもとづいて選定しています。</p>

	<p>て日常生活の背景に風車が写り込む場所を対象とした調査を実施しなかったのか、もしくは、はじめから人文景観そのものの価値が理解されていなかったとしか考えられない。</p> <p>いずれの理由にしても、人文景観が調査対象に含まれていないことから、本調査には瑕疵がある。</p>	<p>方法書に対する長崎県関係各課及び市町の意見を基に自然景観を中心として調査対象を選定し、準備書において旧野首教会堂を人文景観として追加いたしました。当該施設からは宇久島の視認が出来なかったため、影響がないものと判断し準備書には影響予測評価を記載しておりませんでした。評価書におきましては、その旨も記載するようにいたします。</p> <p>①地形図及び地方公共団体等の観光便覧等の資料に展望地、展望台としてあげられているもの</p> <p>②地形図に記載されている峠で、眺望の良い場所</p> <p>③キャンプ場、ハイキングコース、自然歩道等の野外レクリエーション地で眺望の良い場所</p> <p>④観光道路（○○ライン等）上で眺望の良い場所（一般道路（県道以上）のパーキングエリア、蜜の駅等で眺望の良い場所を含む）</p> <p>⑤集落周辺の眺望の良い場所、寺社等地域に密接した眺望の良い場所</p> <p>⑥文化財保護法、条例で指定された自然的構成要素と一体をなす名勝のうち展望地点として指定されるもの</p>
69	<p>視覚的な影響を検証するためには、まず気象条件として雨天、曇天、晴天の場合を選んで調査がなされるべきであり、さらに大気の状態の変化による宇久島並びに風車の見え方を検証するためには、少なくとも春期、夏期、秋期、冬期のシーズンに分けて調査がなされるべきである。これらが比較、検証するために必要最低限の条件と考えられるが、はじめから条件を「好天日」の一つに限定しているために比較、検証の余地がまったく無い。つまり、何を目的として実施された調査であるのか、まったく不明確である。</p>	<p>・「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術（Ⅱ）調査・予測の進め方について」（環境省・自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成12年8月）において、「視対象がどのような条件下で眺められることが多いのかを把握することが重要」とされています。対象事業実施区域周辺は夏～秋の好天時に野外で眺望が楽しめることが多いと考え、また、展葉によって眺望が妨げられることなく風力発電機が最大の見え方をする季節に予測を行うことが適切であると考えたため、準備書においては落葉期の写真を中心に使用してフォトモンタージュを行っております。</p> <p>更に、宇久島周辺の平戸特別地域気象観測所</p>

		<p>において観測されている雲の量を調査したところ、1997年では6.5、1998年では7.5、1999年では7.6であり（2000年以降は統計をとっていない）、全天に対して7割以上が雲に覆われている状態が平均的な様相であると考え、準備書のような評価を行っております。</p>
70	<p>調査が実施された小値賀町内の地点からは、いずれも相当数の風車が視覚に入るにも関わらず、なぜか設置箇所の再検討や本数の制限などがまったく検討されていない。またさらに、灰色を修景色として推奨する根拠について明確に示されていない。修景色が何かの基準に基づくのであれば、まずそれを明確に示すべきあり、次にその修景色を用いることに決定するまでの経緯を記述すべきである。</p>	<p>・風車の配置につきましては、経済産業省の環境審査風力部会や長崎県の環境影響評価審査会での審査及び専門家のご意見をふまえ、評価書に向けて計画の見直しも含め、環境に配慮できるように検討致します。</p> <p>・色彩については、自然景観との調和を考える場合に、一般には、明度・彩度の低い色が推奨され、特になじみやすい色として、茶系統が挙げられることがあります。『国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン』（環境省 平成25年3月）は、「背景が空、水面等の場合は、むしろ灰白色等の無彩色がなじみやすい」と指摘しています。</p> <p>本事業の風力発電機の背景は、多くが空や雲、海となることが予測されるため、この指摘を勘案し、灰白色を採用することを環境保全措置として記載し、景観に対する環境影響を予測、評価しており、現段階では色彩については配慮できるものと考えております。</p>
71	<p>高さが100mを超える風車の周辺に苗木を植栽することが果たして効果的なのだろうか。風車の耐用年数が20年ほどということであるが、20年間で苗木がどの程度生育するものか、疑わしい。また、80mあるいは羽の半径40mを差し引いた場合は40mの風車の支柱が、緑で隠れるほど、短期間で急速に生育する種の樹木があるのだろうか。仮にある程度生育した樹木を植栽したとしても、耐用年数である20年を経過した後に風車の修繕、または据替え工事を行う際には、再び樹木の伐採や周辺土地の改変が行なわれることが想定される。</p>	<p>・環境保全措置としての緑化については、「法面等に苗木植栽や種子吹付け等の緑化を行う」としており、工事により裸地となった部分を出来る限り現況に近い緑化にすることを予定しています。</p> <p>・事業期間は運転開始後20年を予定しております。しかしながら、ご指摘の通り事業途中においても風車の修繕、据替えは想定されますので、改変計画に当たっては将来的にも影響の少ないような検討を行う所存です。</p>

7. 人と自然との触れ合いの活動の場

No.	意見の概要	当社の見解
72	人と自然との触れ合いの活動の場についても環境上の様々な観点から検討をしたとは言い難い。	<p>・人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」に則り検討・予測・評価を行っております。</p>